

# 障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月 1 日）に向けた対応について



# 障害者差別解消法について

## 1 目的

共生社会の実現には、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会障壁を取り除くことが重要である。

行政機関等や事業者に対し、障害者差別解消に向けた具体的取り組みを求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障がい者も含めた国民一人ひとりによる自発的な取り組みを促す。

取り組みを広く社会に示すことにより、国民一人ひとりの障がいに関する正しい知識の取得や理解が深まり、障がい者との建設的な対話による相互理解が促進され、取り組みの裾野が一層広がることを期待するもの。

※「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法：平成 25 年 6 月成立・平成 28 年 4 月 1 日施行）

※「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成 27 年 2 月策定）

## 2 対象範囲

障害者基本法における「障害者」の定義と同じく「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする。

「社会モデル」\*の考え方を踏まえており、障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

※障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみ起因するものではなく、社会における様々な障壁（事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）と相対することによって生ずるものとする考え方。

## 3 必要な措置

### ◆ 国及び地方公共団体等

#### (1) 対応要領の作成

行政機関等においては、その事務・事業の公共性に鑑み、障害者差別の解消に率先して取り組む主体として、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供が法的義務とされており、国の行政機関の長及び独立行政法人等は、当該機関の職員による取組を確実なものとするため、対応要領を定めることとされている。

なお、地方公共団体の機関については、対応要領の作成及び公表は努力義務となる。

対応要領は、行政機関等が事務・事業を行うにあたり、職員が遵守すべき服務規律の一環として定められる必要があり、国の行政機関であれば、各機関の長が定める訓令等が、また、独立行政法人等については、内務規則の様式に従って定められることが考えられる。

## 【作成主体】

- ・ 行政機関等の長及び独立行政法人（訓令等又は内部規則）
- ・ 地方公共団体の機関（訓令等）

## 【作成手続】

- ・ 対応要領の作成にあたっては、障がい者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることが必要。（作成後は公表しなければならない。）

## 【対応要領記載事項】

◇趣旨

◇障がいを理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

◇障がいを理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例

◇相談体制の整備

◇職員への研修・啓発

※対応要領については、平成 28 年 3 月末までに作成予定。

## (2) 障害者差別解消支援地域協議会の設置

障害者差別の解消を効果的に推進するため、地域における様々な関係機関が、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会を組織することができるとされている。

・ 地域協議会の設置

⇒新たな協議会の設置

⇒既存の「いわき市地域自立支援協議会」及び「いわき市権利擁護支援ネットワーク推進運営委員会」の活用。

## (3) 本市の取り組み

○これまでの経過

障害者差別解消法の施行に向け、周知及び啓発を図るため講演会を開催。

- ・ 平成 27 年 9 月 2 日（水）に行政機関及び民間事業者向けに「障害者差別解消法施行に向けて～社会的排除と差別を考える～」(講師：全国権利擁護支援ネットワーク 代表 佐藤彰一氏)を開催。
- ・ 平成 28 年 1 月に市障害者自発的活動支援事業補助金を活用して、市内民間団体が当事者向けに「障害者差別解消法」に係る講演会を開催予定。

○今後のスケジュール

対応要領（案）作成後、自立支援協議会運営会議及び全体会議、障がい者団体、庁内各部署などから、照会により意見を聴取し、年度内の作成に向け、作業を進めていくこととしている。（平成 26 年 3 月に作成した、公共サービス窓口における「障がい者への配慮マニュアル」についても、同様に障がい者団体などから意見を聴取して作成している。）

#### 4 その他（参考）

##### ◆ 事業者

事業を所管する各主務大臣は、「不当な差別取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について、事業者が適切に対応・判断できるようにするため、具体例を盛り込んだ「対応指針」を作成することとした。

福祉分野の事業者に対し、厚生労働省において、障がいに対する不当な差別的取扱い禁止や、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮の実施に関し、適切に対応するために必要な考え方を示した「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」(平成27年11月)を策定した。

事業者においては、「対応指針」を参考に障害者差別のない社会に向け適切に対応することとなる。